

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

長井市長 内谷 重治

市町村名 (市町村コード)	長井市 (06209)
地域名 (地域内農業集落名)	中央地区 (館町南、館町北、四ツ谷、南台、北台、花作町、東町、金井神、日の出町、舟場、十日町、高野町、横町、新町、中道、宮原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月20日 (第8回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・本地区の経営面積は約75haで、区画整備された農地は少なく、農振地域はさらに一部に限られており、当該地域以外は水路や農道も整備されていない条件の不利な圃場であり、集約が進まない大きな要因となっている。
・こうした農地の約8割を地区の担い手が耕作し、そのうち約3割を集落営農組織が転作大豆の作業を受託し、高齢化や後継者不在の農地の受け皿として耕作放棄地となるのを防いできたが、それも限界にきており、ブロックローテーションなどの対応もできず、連作障害による収量の減少などの課題も出てきている。
・大豆交付金への依存度が大きく、国の交付金制度のあり方によっては、受託面積が大きく減少することも考えられ、その場合、耕作放棄地のさらなる発生、増加も懸念される。
・後継者の確保が進まず、その確保・育成と条件整備も大きな課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・農振地域は、区画、農道、水路とも整備されており、今後とも優良農地として主に水稻を中心に作付けし、減農薬、減化学肥料にも取り組んでいきたい。また、異常気象に対する技術対策や耐高温品種の導入など、安定した収量と品質の確保に努めていく。
・3割を占める大豆については、県優良品種の作付けや契約栽培に取り組むとともに、連作障害の軽減対策として堆肥を散布するなど耕畜連携にも取り組む。
・地権者の同意を得ながら中畦畔の除去等により区画を拡大して作業効率を高め、ドローンの導入やサービス事業体を活用するなど作業の負担軽減を図り受け皿の拡大を目指す。
・作業従事者のいない農家等には、作業受託から請負耕作を進め、より機動的な経営を進める。
・他地区のような規模拡大が難しいため、露地野菜の栽培等、小規模ながら女性や高齢者が活躍しており、農地を保全し農業の担い手として貴重な存在となってくると思われる。多様な農業を応援し、直売所や学校給食と結びつけた特産品、野菜づくりを促し地域農業の活性化に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	106 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	106 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・農振農用地区域内の農地については、農地中間管理機構を積極的に活用し、担い手への農地の集積・集約化を進める。 ・市街化調整区域等の農地については、地権者の理解を得ながら中畦畔の除去や農道整備等により団地化を図り、営農組織等への農地の集積を推進する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農振地域においては、農地中間管理機構の活用を基本とし、担い手への農地の集積を推進する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
他地区と隣接する区域では基盤整備が概ね完了しているが、都市計画区域内の農地や不整形な農地が残っていることから、今後は地域の実情に応じて基盤整備事業の要件緩和等を求めながら、農地利用の完全を図る。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・将来的な担い手や後継者の確保が課題であることから、集落営農のオペレーターや新規就農者、兼業農家等の多様な担い手の参画を促進し、地域農業の維持を図る。 ・地域内で担い手の確保が困難な場合には、地域外の担い手の受け入れも検討する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
担い手の確保が困難な場合や作業の効率化を図る必要がある場合には、防除作業との農業支援サービス事業者や地域外事業者へ委託するなど、農作業委託の活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①被害多発地域における電気柵の設置等を進めるとともに、行政や関係機関と連携し、効果的な鳥獣被害防止対策を推進する。また、耕作放棄地の発生防止や解消に向け、地域全体で農地の保全・管理に取り組む。
- ②・⑨畜産農家との連携による堆肥の活用等を進め、農産物の品質向上と環境に配慮した農業の推進を図る。
- ③AI等の先進技術やドローン等の導入を進め、地域の農地条件に適したスマート農業の推進を図る。また、オペレーターの育成や農作業の外部委託を含めた効率的な農業経営体制の構築を目指す
- ⑦農地の荒廃防止や適正管理を図るため、農業委員会や行政等と連携し、地域全体で農地の保全・管理を推進する。